

高石市介護予防住宅改修事業

介護予防が必要な高齢者に対し、家庭での安全確保のために行う5万円（税込）以内の住居の改修費用のうち、自己負担額を除いた9割分を助成金として交付します。

※着工前に必ず事前の申請が必要です。

○対象者（以下の全てに該当する方）○

- ・申請日時時点で満65歳以上の在宅で生活する高石市民
- ・介護保険要介護（支援）認定申請を行っていない方かつ申請予定のない方
- ・過去に介護保険住宅改修や当事業を利用したことがない方
- ・申請書記載のチェックリストに基づき介護予防が必要と判断された方

※有料老人ホーム等に居住する方は対象外です。

○申込方法○

- ・必ず工事着工前に、「高石市介護予防住宅改修事業助成金交付申請書」に必要書類を添えて、下記へご提出ください。

○対象工事○

- ・手すり取り付け
- ・床段差の解消
- ・すべり防止等のための床材変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・上記工事に付帯して必要な工事



○提出書類○

- ・高石市介護予防住宅改修事業助成金交付申請書
- ・見積書（必ず5万円（税込）以内にしてください）
- ・改修箇所の図面（段差解消の場合は断面図含む）
- ・改修箇所の写真
- ・建物所有者による介護予防住宅改修承諾書（自己所有建物でない場合）
- ・見積書に記載した部材のパンフレット



【申込・お問い合わせ】

高石市役所保健福祉部介護保険課

TEL：072-275-6329

申請の流れ

全ての流れを同会計年度内に行う必要がありますので、3月末までに実績報告書を提出してください。

申請書提出

決定通知書発行

工事開始

工事完了

実績報告書提出

指定口座に入金

1ヶ月以内

1ヶ月以内

